

## 奈良県告示第二百十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があつた。

平成二十五年九月十三日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 指定の場所（平成二十五年八月十四日現在の地番による。）  
北葛城郡王寺町本町四丁目四一四番四、四一八番一及び四一八番三の各一部
- 二 申請者氏名 株式会社浅利工務店 代表取締役 浅利和夫
- 三 申請者住所 大和高田市秋吉一九六番地の二
- 四 道路の幅員 六・一〇メートル
- 五 道路の延長 三〇・七六メートル
- 六 指定年月日 平成二十五年九月二日
- 七 指定番号 高土第二五〇二号